

入 札 参 加 者 の 心 得

入 札

- 1 入札参加資格者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等の規定に抵触する行為を行ってはなりません。
- 2 高松市期間入札試行要領と期間入札(試行)に関する留意事項を熟読の上、入札書を提出してください。
- 3 入札参加者又は当該入札参加者の代理人は、他の入札参加者を代理することができません。
- 4 代理人が入札しようとするときは、入札書を入れた封筒に委任状を同封しなければなりません。
- 5 入札書は市指定様式によるものとし、これに入札年月日、入札参加資格者の氏名(委任を受けた者にあつては、受任者の氏名も併記してください。)、件名、入札金額等を記入し、押印の上、「期間入札(試行)に関する留意事項」に従って、封書にし、提出してください。(押印する場合の印鑑について、法人印(社印)は使用できません。代表者又は受任者の個人を特定する印鑑を使用してください。また、押印する印鑑は、契約の締結、代金の請求等においても使用する印鑑としてください。)
なお、入札書の押印の義務付けを廃止したことから、押印に代えて責任者等の氏名及び連絡先の記載を可とします。責任者等の氏名及び連絡先を記載する場合は、責任者(事務を担当する部門の長)の氏名及び担当者(事務を担当する部門の者)の氏名をフルネームで記載し、更に連絡先として電話番号(固定電話。設置していない場合は携帯電話)を記載してください。
- 6 入札通知書の【注意事項】(6)により、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって契約金額としますので、入札者は、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額(全契約期間における総額とする。)の110分の100に相当する金額を入札金額として入札書に記載してください。なお、入札金額は整数としてください。記載事項を訂正するときは、押印した入札書の場合は、誤字に二重線を引き、その部分に押印するとともに、上部に正書してください。押印に代えて責任者等を記載した入札書の場合は、誤字に二重線を引き、上部に正書し、当該箇所近くの余白に訂正した者の氏名をフルネームで記載(訂正した者が当初記載された担当者と異なる場合は、担当者欄に訂正した者の氏名をフルネームで追記してください。)してください。ただし、いずれの方法であっても、金額の訂正は認められません。
- 7 提出した入札書は、引換え、書換え又は撤回をすることができません。ただし、入札書提出後の辞退については、高松市期間入札試行要領と期間入札(試行)に関する留意事項に定めるところによります。
- 8 入札書の(注)3.により、別紙:入札内訳書を同封して提出してください。
- 9 入札書を提出した者は、地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しないことを誓約したものとみなします。
- 10 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 連合その他の不正な行為によってなされたと認められるもの
 - (3) 委任状の提出がない代理人のしたもの
 - (4) 同一の入札について2以上の入札書を提出したもの
 - (5) 入札書の金額、氏名若しくは印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明であるもの(押印のない入札書の場合は、責任者等の氏名及び連絡先の記載がないもの)
 - (6) 金額を訂正したもの
 - (7) 高松市期間入札試行要領第9条第1項各号(期間入札(試行)に関する留意事項の9と同一内容)に該当するもの
 - (8) 鉛筆等の容易に訂正可能な筆記用具で記載したもの
 - (9) 市指定様式以外の入札書を使用したもの
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に指定した事項に違反したもの

開 札

- 1 入札期間の末日の翌日(市の執務日)に行い、各入札者の入札金額が予定価格の制限の範囲内にないときは、開札日の3日後の日(市の執務日)に、再度の入札を行います。この場合、初回の入札において無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができません。
- 2 入札執行回数の限度は、初回の入札及び再度の入札を合せて2回とします。
- 3 再度入札の結果、なお落札者がなかった場合は、最低金額提示者(失格者を除く。)と協議を行い、協議が

成立した場合はその者を落札者とし、成立しなかった場合は当該案件を不調とします。最低金額提示者が協議を辞退した場合の取扱いは、高松市契約事務処理要綱第31条第2項ただし書の例によります。

- 4 落札者が決定した場合は、速やかに、落札者に連絡します。落札者は、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者としてします。

また、入札結果は、速やかに、美術館美術課のホームページで公表します。また、美術館美術課の窓口で、高松市一般競争入札及び指名競争入札の結果の公表に関する要綱(昭和57年6月1日施行)の基づく閲覧に供するものとします。

- 5 落札となるべき同価格の入札者が2者以上あるときには、直ちに、くじにより落札者を決定します(くじの辞退はできません。)
- 6 落札業者が免税事業者である場合は、「免税事業者届出書」を提出してください。免税事業者届出書の提出がない場合、当該落札業者を課税事業者として取り扱うものとします。

入札の停止、中止及び取消し

緊急やむを得ない理由により、入札を行うことができないと認めるときは、入札を停止し、中止し、又は取り消すことがあります。この場合において、本競争入札参加者が損害を受けることがあっても、市長は、その責めを負わないものとします。

本入札は、令和8年度業務委託の契約に先立つ準備行為として行うものであり、令和8年度予算が市議会において可決されることを前提(停止条件)とするものです。